補助事業の実施にあたっての確認書（太陽光発電設備）

（別紙５）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名称 |  |

　SAGAゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金の交付を受けるにあたり、下記の事項について確認のうえ、了承（該当）する場合は「○」を記載してください。該当しない場合は「×」を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 確認事項 | 回答 |
| **≪太陽光発電設備≫** |
| 1 | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）の認定又はＦＩＰ制度の認定を取得していません。 |  |
| 2 | 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行うものではありません。 |  |
| 3 | 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。 |  |
| 4 | 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。また、防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めます。 |  |
| 5 | 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものではありません。 |  |
| 6 | 発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。 |  |
| 7 | 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。 |  |
| 8 | 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。 |  |
| 9 | 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うよう努めます。 |  |
| 番号 | 確認事項 | 回答 |
| 10 | 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守します。 |  |
| 11 | 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施します。 |  |
| 12 | 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めます。 |  |
| 13 | 発電した電力量のうち50パーセント以上を、申請した事業所の敷地内で自らの事業のために消費します。※実績において、50パーセント未満となる状況が継続した場合、補助金の返還が必要になることがあります。 |  |
| 14 | 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させます。また、法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ―クレジット制度への登録を行いません。 |  |
| 15 | 法定耐用年数が経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できるよう関係者と調整済です。 |  |
| 16 | 佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年（2012年）10月9日付け）に基づき、県内企業からの調達に努めます。 |  |
| 17 | 「SAGAゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金交付要綱」及び「SAGAゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金申請の手引き」の規定を遵守し、補助事業を実施します。 |  |
| 18 | 補助事業の期間内及び補助対象設備の法定耐用年数期間において、補助対象設備を担保とした資金調達は一切行いません。補助対象経費の中に補助事業者の利益は含まれていません。 |  |
| 19 | 「SAGAゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金交付要綱」及び「令和７年SAGAゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金申請の手引き」に基づき、自家消費量等の報告を行います。 |  |